

発委第3号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、常任委員会の所管の変更に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

## 【別記1】

## 改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	<p>1 _____総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項</p> <p>2 他の常任委員会の所管に属さない事項</p>
教育福祉委員会	8人	市長公室、福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項

予算決算委員会の項 (略)

改正前

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8人	_____福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年5月10日から施行する。